

## 4 復 職

### □ 概説

1. 復職は、休職期間満了時に依頼の形をとり、復職審査を受ける。
2. 私傷病による休職からの復職は、医師二人を指定し、予め診断を行わせた結果による。  
(分限条例第6条第5項)
3. 復職時には、給料の調整がされる。(岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則第42条)

### □ 手続書類

提出書類	提出先	提出部数	提出期日
1. 本人の復職願	学校長	(様式復1) + 診断書 + 写各3部	1ヶ月前
2. 学校長の具申書	市町村教委	(様式復2) + 写2部	
3. 市町村教委の内申書	教育振興事務所 学校教育課	(様式復3) + 写1部	
4. 教育振興事務所の進達書	県学校人事課	1部	

### ※留意事項

- 復職の申請にあたっては、職務の遂行に支障がない旨の所見が記載された医師二人（内一人は公的病院の医師）の診断書を添付すること。
- 休職者と連絡を密にして、病状、身体的・精神的状況を的確に把握し、復職後すぐ病気休暇に入ることのないよう、本人の将来を十分に配慮した指導を大切にすること。
- 精神・神経系疾患からの復職については、県教委の指定した医師の診断及び保健審査を受けなければならないので、県学校人事課が指定した日までに手続をとること。
- 結核性疾患と精神・神経系疾患からの復職については、岐阜県教職員保健審査会設置規則及び岐阜県教職員保健審査会運営要領に従って手続をとること。
- 復職にあたっては、市町村教委及び教育振興事務所長の所見を添えること。また、その職責を果たすことができるよう身体的・精神的備えについて指導すること。